

統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

- 平成 15 年度に評価結果を取りまとめた「リゾート地域の開発・整備に関する政策評価」、「障害者の就業等に関する政策評価」、「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価」及び「特別会計制度の活用状況に関する政策評価－歳入歳出決算における表示内容を中心として－」並びに平成 16 年度に評価結果を取りまとめた「少子化対策に関する政策評価－新エンゼルプランを対象として－」について、次のとおり、評価の結果の政策への反映が図られました（平成 17 年 5 月末現在）。

この内容については、平成 17 年 6 月 10 日に国会に報告しています。

○ リゾート地域の開発・整備に関する政策評価（総合性確保評価）

（平成 15 年 4 月 15 日公表）

【関係行政機関】 総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）に基づき、主務省（総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）等が行う総合保養地域の整備の促進に関する政策を、総合的かつ計画的に進めていくことなどにより所期の効果を上げているかという観点から評価を実施</p> <p>○ 評価の結果 基本方針及びこれに沿った基本構想において想定されたようには特定施設の整備は進んでいない等</p> <p>○ 意見</p> <p>① 本政策をこれまでと同じように実施することは妥当でなく、社会経済情勢の変化も踏まえ、政策の抜本的な見直しを行う必要がある、そのためには、まず、主務大臣が定める基本方針及び道府県の同意（承認）基本構想の徹底した見直しを行うことが必要</p> <p>② 同意（承認）基本構想の見直しについては、道府県において政策</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。</p> <p>① 基本方針の見直し 近年の社会経済情勢を踏まえ、平成 16 年 2 月 25 日、総合保養地域整備法第 1 条に規定する整備に関する国の基本方針を全面的に変更した。 変更された基本方針においては、</p> <p>i) 都道府県において、これまでの総合保養地域の整備について政策評価を行い、同意基本構想を抜本的に見直すこと。見直しの結果、特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、同意基本構想を廃止すること、</p> <p>ii) 総合保養地域の整備は、需要の見通しを踏まえ、整備の工程を明らかにした上で、時間管理概念を持って計画的に進めること、</p> <p>iii) 都道府県においては、今後も政策評価を行い、同意基本構想を適時・適切に見直すものとする 等を掲げている。</p> <p>② 都道府県に対する措置 基本方針の変更について、平成 16 年 3 月 17 日に主務省担当局長名の都道府県知事あて文書（「総合保養地域整備法第 1 条に規定する整備に関する基本方針の変更について（通知）」）等により、基本方針の変更の趣旨及び内容について各都道府県に周知徹底を図るとともに、都道府県にお</p>

<p>評価を行うことが望ましく、主務省としては、道府県における的確な政策評価の実施が図られるよう、所要の措置を講ずることが必要</p>	<p>いてこれを踏まえて適切に同意基本構想が見直されるよう通知した。</p> <p>現在、道府県において、基本方針の変更を踏まえ、同意基本構想について、廃止を含めた見直しが進められている。</p>
---	--

○ 障害者の就業等に関する政策評価（総合性確保評価）

（平成 15 年 4 月 15 日公表）

【関係行政機関】 文部科学省、厚生労働省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 障害者の就業等に関して関係行政機関が講じている政策が総合的に実施されることにより効果を上げているか等について評価を実施</p> <p>○ 評価の結果 本政策の実施に当たっては、養護学校等（高等部）と公共職業安定所等とが相互に連携協力し、養護学校等（高等部）の生徒・卒業者に対して指導及び支援を総合的に実施していくことが、生徒・卒業者の就業の促進や職業生活への適応とその定着に効果的であること等</p> <p>○ 意見</p> <p>① 関係機関相互の連携協力による総合的な指導及び支援を一層推進すること。</p> <p>② 知的障害者を教育する養護学校（高等部）における現場実習の履修の機会を確保すること。</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。</p> <p>① 養護学校等（高等部）と公共職業安定所、地域障害者職業センター等労働関係機関の連携協力</p> <p>i) 都道府県や政令指定都市の教育委員会の指導主事を対象とした「特別支援教育担当指導主事会議」（平成 15 年 5 月 27 日開催）等において、評価結果等について説明し、公共職業安定所、地域障害者職業センター等労働関係機関との連携協力を求めた。これらには、厚生労働省の関係部局の担当者も出席した。</p> <p>また、平成 16 年度においても教育委員会の指導主事を対象とした「特別支援教育担当者会議」を開催し、関係機関が連携した就業支援の在り方についての実践研究の成果を周知した。このほか、関係機関の連携協力体制の構築を促進するため、特別支援教育推進体制モデル事業において教育、労働、福祉、医療等の行政関係部局からなる横断的な組織（特別支援連携協議会）が各都道府県に設置された。</p> <p>ii) 各都道府県労働局及び全国の公共職業安定所に対して、全国障害者雇用担当官会議（平成 16 年 2 月 3 日開催）等において、養護学校等（高等部）との一層の連携を図り、その生徒・卒業生の雇用の促進に努めるよう指示した。</p> <p>平成 16 年度も引き続き、上記の会議を開催し、同様の指示を行った。</p>

	<p>これらの結果、</p> <p>ア 全国の公共職業安定所において、進路相談への参加、職業相談、就職面接会の開催及び職場実習先の開拓のほか、就職後の職場適応指導等、各段階において養護学校等（高等部）との連携による就職支援の実施、</p> <p>イ 障害者雇用に関し幅広く情報交換を行い、障害者やその家族からの相談や情報提供に対応するためのネットワークを構築することを目的とした「障害者雇用連絡会議」（公共職業安定所が中心となり、労働基準監督署、福祉機関、教育機関、人権擁護機関等が参加）の開催等が行われている。</p> <p>iii) これらの取組もあり、高等学校の卒業生に対する就職者の割合（以下「就職率」という。）は、平成 16 年 3 月では対前年比で 0.1 ポイントの向上に止まっているが、養護学校等（高等部）の卒業生就職率は、平成 16 年 3 月卒業生 1 万 2,473 人のうち 2,544 人（20.4%）で前年度と比較して 1 ポイント向上し、うち、知的障害養護学校（高等部）においては、卒業生 9,414 人のうち 2,180 人（23.2%）で前年度と比較して 0.8 ポイント向上した。</p> <p>② 現場実習の履修の機会の確保</p> <p>i) 上記① i) の「特別支援教育担当指導主事会議」において、現場実習を増やすこと、さらに、指導主事や教員が出席する「特別支援教育課程等研究協議会」（平成 15 年 10 月 11 日開催）において、就業体験の充実を含む新学習指導要領について説明し、障害種別ごとに現場実習の履修の機会を増やすことについて趣旨の徹底を図った。</p> <p>平成 16 年度も上記と同様の会議を開催し、引き続き同様の趣旨の徹底を図っている。</p> <p>ii) これらにより、全国特殊学校長会による公立の知的障害養護学校（高等部）を対象にした調査結果では、1 学年から就業体験を開始している割合は、平成 14 年度の 425 校のうち 219 校（51.5%）から</p>
--	--

	16年度の436校のうち250校(57.3%)と5.8ポイント向上した。
--	--------------------------------------

○ 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価（統一性確保評価）

(平成15年6月6日公表)

【関係行政機関】 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
国土交通省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 政府金融機関等による公的資金の供給について、「民間金融の補完機能の発現状況」及び「資金供給手法の効率性」の観点から、統一的に評価を実施</p> <p>○ 評価の結果</p> <p>① 政府金融機関等による公的資金の供給は、一定程度民間金融を補完している状況にあると推測されるが、貸出しの対象等によっては、民間金融機関との競合が生じる場合もあると推測されるほか、金融資本市場に負の影響を与える可能性もある</p> <p>② 市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な資金供給手法(部分保証方式など)においても、貸出しの対象等によっては、一定の効率性を確保できる可能性がある 等</p> <p>○ 意見 今後、政府金融機関等による公的資金の供給が、一層の効率性の向上を図りつつ、民間金融の補完機能を適切に果たすためには、</p> <p>① 民間金融機関の機能回復・強化の状況を踏まえながら、中長期的な観点からは、政府金融機関等に係る貸出残高の縮減を図ること。</p> <p>② 市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な手法を十分考慮し、個々の政策目的や、証券化の可能性など当該貸出しが有する性質に応じ、最</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、取組を進めている。</p> <p>① 中長期的な観点からの貸出残高の縮減 各政府金融機関等において、貸出残高の縮減を図るため、毎年度の貸付計画額の縮減や、融資率の引き下げ等の措置を講じている。また、民間金融機関の補完の観点から、国際協力銀行等において輸出金融に係る先進国関係の業務、輸入金融に係る資源関係以外の貸付業務の廃止などの業務の見直しが行われている(別紙1参照)。</p> <p>② 最適な資金供給手法の選択 中小企業金融公庫等において、証券化支援業務の導入やリスクに見合った金利体系の改善等を行うなど、それぞれの機関の政策目的、業務の性質等を踏まえた資金供給の手法が取り入れられている(別紙1参照)。</p> <p>③ 貸付資産の証券化の拡充や適切なリスク管理等 住宅金融公庫等において、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業等の措置が講じられている(別紙1参照)ほか、証券化技術の進展、市場の動向、証券化のコスト、当該機関の業務の性質等を踏まえつつ、貸付資産の証券化の必要性について検討が進められている。 また、各政府金融機関等において、ALM管理(資産・負債の総合管理)等の導入やリスク管理体制の整備・拡充が行われているほか、リスク管理債権等のリスク情報については、民間金融機関と同様の基準により開示が行われている。</p>

<p>適な資金供給手法の選択を行っていくこと。</p> <p>③ 以上のほか、政府金融機関等が保有する貸付資産の証券化の拡充に向けて検討を進めていくこと。また、総合的なリスク管理手法を講じることにより、リスクを定量的に把握し、適切に管理するとともに、リスク情報について国民に対し積極的に開示を行っていくこと。</p>	
--	--

○ 特別会計制度の活用状況に関する政策評価—歳入歳出決算における表示内容を中心として—
(統一性確保評価)

(平成 15 年 10 月 24 日公表)

【関係行政機関】 国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 各特別会計相互間の比較可能性に留意しつつ、負担と受益の対応関係といった歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかとの観点から、特別会計制度の活用状況について、歳入歳出決算における表示内容を中心として統一的に評価を実施</p> <p>○ 評価の結果</p> <p>① 手数料、保険料等収入などの用途が限定されている歳入について、歳入又は歳出のいずれか一方のみしか区分されていないものや歳入・歳出ともに区分されていないものなどが一部ある状況</p> <p>② 「剰余金」の額が明らかにされていないものが一部ある状況</p> <p>③ 工事箇所等別に係る歳入又は歳出のいずれか一方のみしか区分されていないものや歳入・歳出ともに区分されていないものなどが一部ある状況等</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、取組を進めている。</p> <p>① 歳入と歳出の構造 「手数料等収入」、「一般会計の負担・補助」などの歳入の内容と費消先の明確化については、延べ 69 勘定中延べ 68 勘定において、新たな特別会計財務書類（「新たな特別会計財務書類について」（平成 15 年 6 月 30 日付け財政制度等審議会報告）に基づき平成 14 年度決算から作成・公表しているもの）や省庁別財務書類（「省庁別財務書類の作成について」（平成 16 年 6 月 17 日付け財政制度等審議会報告）に基づき平成 14 年度決算から作成・公表しているもの）の表示を見直した（別紙 2 参照）。 このほか、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類において更なる表示の明確化を行っているものが、延べ 5 勘定ある。</p> <p>② 複数年度にわたる歳入と歳出の構造 「剰余金」等の内容の明確化については、延べ 20 勘定中延べ 18 勘定において、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した（別紙 2 参照）。 このほか、新たな特別会計財務書類や省庁別財</p>

<p>○ 意見</p> <p>各特別会計における当該特別会計の経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境を整備し、特別会計相互間の比較ができるよう、各特別会計の説明責任に基づく情報提供の更なる充実を図るためには、</p> <p>① 用途が限定されている歳入については、その内容と費消先が明確にされることが必要</p> <p>② 各特別会計で表示内容にばらつきのある処理の対象となる「剰余金」については、その内容が明確に表示されることが必要</p> <p>③ 事業規模等を勘案しつつ、経理対象事業等別や工事箇所等別の歳入及び歳出を区分して表示されることが必要等</p> <p>(注) 評価対象とした 31 の特別会計（勘定数の合計で 64 勘定）のうち、国立病院特別会計（病院勘定及び療養所勘定）については、平成 16 年度から、国立高度専門医療センター特別会計に改正されている。</p>	<p>務書類等において更なる表示の明確化を行っているものが、延べ 24 勘定ある。</p> <p>③ 歳入と歳出の構造に係る詳細情報</p> <p>経理対象事業等別や工事箇所等別の歳入及び歳出の区分表示等については、12 勘定中 11 勘定において、歳入歳出決定計算書の添付書類又は新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した（別紙 2 参照）。</p> <p>このほか、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類等において更なる表示の明確化を行っているものが、24 勘定ある。</p>
--	--

○ 少子化対策に関する政策評価—新エンゼルプランを対象として—（総合性確保評価）

（平成 16 年 7 月 20 日発表）

【関係行政機関】 文部科学省、厚生労働省、国土交通省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点</p> <p>少子化対策について、「新エンゼルプラン」に掲げる政策が、関係行政機関の連携の下に、総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を実施</p> <p>○ 評価の結果</p> <p>新エンゼルプランの各種施策が</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。</p> <p>新エンゼルプランに代わる新たなプラン（新エンゼルプラン）として、平成 16 年 12 月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン。平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）を策定した。</p> <p>新たに策定された子ども・子育て応援プランは、これまでのプランが保育関係事業を中心に目標設定していたのに対し、育児休業など、幅広い分野で</p>

<p>推進されることにより、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感が緩和・除去され、子どもを持ちたいと思えるようになり、出生数が増加し、合計特殊出生率も上昇するという脈絡を設定して分析・評価した。</p> <p>① 「仕事と子育ての両立に係る負担感」は、いまだ十分とはいえないものの、総じて緩和されてきているが、「子育てそのものの負担感」は、必ずしも緩和されているとはいえない。その原因として、子育てに伴う経済的な負担感が増大していることが挙げられる。また、専業主婦家庭は、共働き家庭に比べ、「子育てそのものの負担感」が大きいものとなっている。</p> <p>② 施策に関する住民アンケート調査において、「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」、「教育に伴う経済的負担の軽減」などについて特に充実が望まれている等の結果が出ている。</p> <p>○ 意見</p> <p>関係省において、少子化対策を効果的に推進していくため、平成16年中に策定することが予定されている新新エンゼルプランの策定に際しては、現下の厳しい財政状況を踏まえつつ、子育てに伴う経済的な負担感の緩和や、子育て中の専業主婦家庭の負担感の緩和に資する施策を充実するとともに、それぞれの分野内の施策について、当省のアンケート調査結果を参考に重点化を図ることが必要</p>	<p>具体的な目標を設定し、地域の子育て支援についても、「働いている、いないにかかわらず、親と子の育ち」を地域で支えるきめ細かな子育て支援の展開など、すべての子どもと子育てを大切にするという考え方を基本に策定されている。</p> <p>子育てに伴う経済的な負担感の緩和に関しては、子ども・子育て応援プランにおいて計画期間中の検討課題として「地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する」こととしている。</p>
---	---

(注) 1 「関係行政機関」欄は、総務省が法第16条第2項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

2 「関係行政機関」欄の「総務省」は、法第2条の「行政機関」としての総務省である。

3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kekatou_f.htm)

政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価(統一性確保評価)

(主な取組を行った事例)

- ① 中長期的な観点からの貸出残高の縮減
- i) 貸付計画額を順次削減 (国際協力銀行等)
 - ii) 一般有料老人ホームへの融資率の引下げ(70%→30%)等を実施 (福祉医療機構)
 - iii) 平成14年度出融資計画から、輸出金融に係る先進国関係の業務、輸入金融に係る資源関係以外の貸付業務等を廃止 (国際協力銀行)
 - iv) 融資対象事業について平成15年度から17年度にかけて98事業を廃止、貸付期間の短い融資の原則廃止等 (日本政策投資銀行)
 - v) 中小企業等資金、生活衛生資金の特別貸付制度に1年から3年の取扱期限を設定したほか、政策意義の薄れた制度を廃止 (沖縄振興開発金融公庫)
 - vi) 臨海土地造成事業、市街地再開発事業等の地域開発事業について、平成15年度から新規貸付を停止 (公営企業金融公庫)
 - vii) 特別貸付制度について、制度の期限を原則1年と設定したほか、12貸付26資金を、平成17年度には8貸付18資金に統廃合 (国民生活金融公庫)
 - viii) 食品安定供給施設整備資金について、国内取引額が一定額以上の者に限定すること等による融資対象の縮減等を実施 (農林漁業金融公庫)
 - ix) 特別貸付について、制度の期限を原則1年と設定するとともに毎年見直しを行い、貸付制度数を縮減 (中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)
- ② 最適な資金供給手法の選択
- i) 製品輸入保証、日系企業現地通貨建債券保証等を創設 (国際協力銀行)
 - ii) PPP(官民協力により社会資本整備や行政サービスを提供する手法)や都市再生等に資するファンド出資の制度を創設 (日本政策投資銀行)
 - iii) 民間金融機関の証券化を支援するための法改正による制度の導入、無担保貸付制度等の導入においてリスクに見合った金利の設定を実施 (沖縄振興開発金融公庫)
 - iv) リスクに見合った金利を上乗せした融資制度の拡充等を実施 (国民生活金融公庫)
 - v) 農業近代化資金制度を拡充し、公庫の融資枠を縮減するとともに、民間融資との分担ルール(公庫資金は、原則、民間金融機関に利子補給する農業近代化資金で対応できないものについて対応)を明確化 (農林漁業金融公庫)
 - vi) 民間金融機関等による無担保融資を推進するため、証券化支援業務を平成16年7月から導入 (中小企業金融公庫)
 - vii) 民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を平成15年10月から導入 (住宅金融公庫)
 - viii) 担保免除特例制度等の導入においてリスクに見合った金利の設定を実施するとともに、基準金利について、貸付期間5年までは長期プライムレートとし、5年超は財投金利のイールドカーブを反映させる見直し等を実施 (中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)
 - ix) 民間資金の一層の活用を図るため、協調融資の枠組みについて定めた「社会福祉施設に対する貸付に係る覚書」を民間金融機関との間で締結(平成17年3月末現在、73機関) (福祉医療機構)
- ③ 貸付資産の証券化の拡充や適切なリスク管理等
- i) 平成15年度にインドネシア政府向け貸付債権の流動化を実施 (国際協力銀行)
 - ii) 民間金融機関の貸付債権の流動化を組み入れた金融スキームを創設し CLO(ローン担保証券)及びCBO(社債担保証券)を活用 (日本政策投資銀行)
 - iii) 民間金融機関等による無担保融資を推進するための証券化支援業務及び自己型の証券化業務を平成16年7月から導入 (中小企業金融公庫)
 - iv) 民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を実施 (住宅金融公庫)
 - v) CLO等の取組を実施 (商工組合中央金庫)

特別会計制度の活用状況に関する政策評価－歳入歳出決算における表示内容を中心として－（統一性確保評価）

（主な取組を行った勘定の例）

① 歳入と歳出の構造

手数料等収入等の歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係が明らかにされていなかった次の勘定については、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した。

- i) 手数料等収入：厚生保険特別会計の業務勘定、労働保険特別会計の労災勘定及び雇用勘定、農業共済再保険特別会計の農業勘定、治水特別会計の治水勘定、港湾整備特別会計の港湾整備勘定
- ii) 一般会計の負担・補助：厚生保険特別会計の年金勘定及び業務勘定、労働保険特別会計の雇用勘定、農業共済再保険特別会計の農業勘定、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び業務勘定
- iii) 前年度からの受入れ等：国民年金特別会計の業務勘定、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定

② 複数年度にわたる歳入と歳出の構造

借入れ・証券発行等の年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係が明らかにされていなかった次の勘定については、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した。

- i) 新規・借換えの別：国営土地改良事業特別会計、都市開発資金融通特別会計
- ii) 返済期間の別：国営土地改良事業特別会計、都市開発資金融通特別会計、空港整備特別会計

③ 歳入と歳出の構造に係る詳細情報

歳入、歳出ともに区分されておらず、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係等が明らかにされていなかった、あるいは特別の資金（積立金等）等の年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係が明らかにされていなかった次の勘定については、歳入歳出決定計算書の添付書類又は新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した。

- i) 経理対象事業等別：農業共済再保険特別会計の農業勘定、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、都市開発資金融通特別会計
- ii) 特別の資金：地震再保険特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定
- iii) 一般会計の負担・補助の繰延べ：厚生保険特別会計の年金勘定、国民年金特別会計の国民年金勘定
- iv) 借入れ・証券発行等：国営土地改良事業特別会計、港湾整備特別会計の港湾整備勘定

（注）勘定がない特別会計については、1勘定とみなして特別会計名を記載した。